

事 務 連 絡
令和 7 年 6 月 5 日

各都道府県衛生主管部（局）
各都道府県水防主管部（局）
各都道府県砂防主管部（局）

} 御中

厚生労働省医政局地域医療計画課
国土交通省水管理・国土保全局河川環境課
国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課

医療施設における避難確保計画の作成等の更なる促進について

避難確保計画の作成や避難訓練の実施は、要配慮者利用施設等の利用者の災害発生時の円滑かつ迅速な避難確保を図るために重要であり、水防法（昭和 24 年法律第 193 号）、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）及び津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年法律第 124 号）において、市町村の地域防災計画に位置づけられた要配慮者利用施設等について、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施を市町村に報告することが義務付けられています。また、避難確保計画や避難訓練の内容について、避難の実効性を高めるものとするためには、要配慮者利用施設等の所有者又は管理者が、水害や土砂災害、津波の危険性を認識し、避難確保計画の内容を具体的に記載するとともに、定期的に避難訓練を行い、その結果を踏まえて避難確保計画の見直しを行うことが必要です。

これまで、避難確保計画の作成等に向けてご尽力いただいておりますが、要配慮者利用施設等のうち医療施設（以下「対象医療施設」という。）における令和 6 年 9 月末時点での避難確保計画の作成率は、洪水について約 80%、土砂災害について約 83%、津波について約 60%と、いずれも社会福祉施設や学校に比べると低い水準にあります（別紙 1）。

つきましては、利用者の円滑かつ迅速な避難確保を図るため、貴管内の各市町村において、対象医療施設の避難確保計画の作成状況等を改めて確認いただくとともに、別紙 2 の「医療施設の避難確保計画チェックリスト」及び別紙 3 の動画「要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・確認のポイント」、リーフレット「避難確保計画の作成・活用について」などを活用して、対象医療施設における避難確保計画の作成及び避難確保計画に基づく訓練を更に促進していただきますよう、貴管内市町村へ周知の徹底及び必要な助言等をお願いいたします。

なお、業務継続計画（BCP）を作成している医療施設については、既存の BCP に避難確

保計画に関する項目を加えたうえで、避難確保計画として市町村に報告することも可能ですので、併せて周知方お願いいたします。

【問い合わせ先】

○厚生労働省医政局

地域医療計画課 救急医療・周産期医療等対策室

災害医療対策専門官 中村（内線 2558）

災害医療係長 真保栄（内線 2548）

TEL：03-5253-1111（代表）

○国土交通省水管理・国土保全局

河川環境課水防企画室

課長補佐 平原（内線 35439）

津波水防係長 宇井（内線 35457）

TEL：03-5253-8111（代表）

砂防部砂防計画課地震・火山砂防室

企画専門官 平澤（内線 36152）

土砂災害警戒避難対策係長 梅本（内線 36134）

TEL：03-5253-8111（代表）